

資料6

公共施設配置適正化実行計画に沿った取り組みの推進について

公共施設配置適正化実行計画のP8～P41「3(2) 各施設の具体的な取り組み方策」に掲げている22施設のうち、早期に取り組むこととしている施設については、以下のとおり取り組みを進めます。

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
市営住宅	①人口推移や県営・民間賃貸住宅の状況、各施設の老朽化や耐震性、バリアフリーの状況等を考慮して、概ね昭和57年以前に建設された住宅については、大規模改修等に多額の費用を要するものの、耐用年数が限られ費用対効果が見込めないことから、中長期的に集約化を進める一方、継続利用する住宅については計画的な補修等により長寿命化を図る。 ②住まいを確保しにくい世帯（高齢者・障害者・ひとり親世帯等）に対する優先入居や民間賃貸住宅の活用など、住宅確保施策の充実を進める。 ③敷地や建物の一部を福祉施策等に活用することを検討する。 ④平成30年度を目途に、指定管理者制度の導入を含め民間活力の活用等による管理運営の効率化について検討する。			
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常管理修繕委託の事業者選定 ・空室へのグループホームの設置に向けた条例改正 ・集約化を進める住宅名を明らかにして住み替えを推進（中高層では最古の大窪住宅から） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常管理修繕委託の実施 ・空室を活用したグループホームの設置 ・引き続き、集約化する住宅の住み替えを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、集約化する住宅の住み替えを推進 ・住み替えが完了した住宅から順次、用途廃止 ・新たな住宅活用策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、集約化する住宅の住み替えを推進 ・住み替えが完了した住宅から順次、用途廃止 ・新たな住宅活用策の検討 	

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
あかし斎場旅立ちの丘	①より一層のサービスの向上及び経費の削減を進めるため、平成32年度を目途に、指定管理者制度を導入する。 ②葬祭式場については、指定管理者制度導入後、施設の利用状況、民間の同種施設の設置状況等を見極め、公と民間の役割分担の観点も踏まえ、民営化を検討する。			
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理導入に向けた調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元との調整 ・組合との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理導入に向けた条例改正 ・指定管理者選定手続きの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入 	

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
少年自然の家	○施設の利用状況や老朽化の状況、学校の野外活動や青少年スポーツ団体の利用実態等について検証し、施設の有効活用を図るため、平成32年度を目途に、民間への移譲など管理運営体制の見直し等を検討する。			
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降	
<ul style="list-style-type: none"> ・民間移譲の可能性に関する事業者意向調査（移譲が可能な見込みが立てば次段階へ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移譲に向けた学校・地元との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移譲の条件等の方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・H32 移譲先事業者選定手続きの実施 ・H33 施設の民間移譲 	

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
明石駅前立体駐車場	○公営駐車場の管理運営にかかる他自治体の動向や、駅前再開発が完了する平成 29 年度以降の交通量等を総合的に勘案し、次期指定管理期間が終了予定の平成 32 年度までに、公と民間の役割分担の観点も踏まえ、民営化する方向で検討する。			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降	
・民営化の条件等に関する事業者意向調査	・地元との調整 ・民営化の条件等の方針決定	・移譲先事業者選定手続きの実施	・H32 施設の民間移譲	

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
高齢者ふれあいの里	①高齢者の介護予防や健康増進を全市的に推進するため、平成 32 年度までに各地域にあるコミセン等で事業を実施し、実施にあわせて、現施設は、他目的へ転用等を進め、平成 36 年度までに完了する。 ②施設が存続する期間は、光熱水費等相当分の一部を利用者から徴収する。			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降	
・他施設での介護予防等事業の実施案を作成 ・利用状況の把握	・他施設での介護予防等事業を一部開始 ・利用者との意見交換 ・具体的見直し内容について検討（利用料の徴収、転用後の用途等）	・他施設での介護予防等事業を実施 ・利用者との意見交換を踏まえ、一部見直しに着手	・利用者との意見交換を踏まえ、一部見直しに着手	

施設名	実行計画に記載の具体的な取り組み内容			
サービスコーナー	①明舞、江井島及び高丘サービスコーナーは、各施設の利用件数、コンビニや他の公共施設、インターネットの活用など今後の証明書発行の状況を見極めながら、廃止を含め施設のあり方について検討する。 ②西明石サービスコーナーは、証明書発行件数が市民センターと同程度であることから、維持する。			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降	
・マイナンバー制度による自治体間情報連携開始後の証明書発行件数の変動等の調査	・マイナンバー制度による自治体間情報連携開始後の証明書発行件数の変動等の調査	・調査結果を踏まえ、施設のあり方の方針を決定	・施設のあり方の方針に基づき見直しに着手	